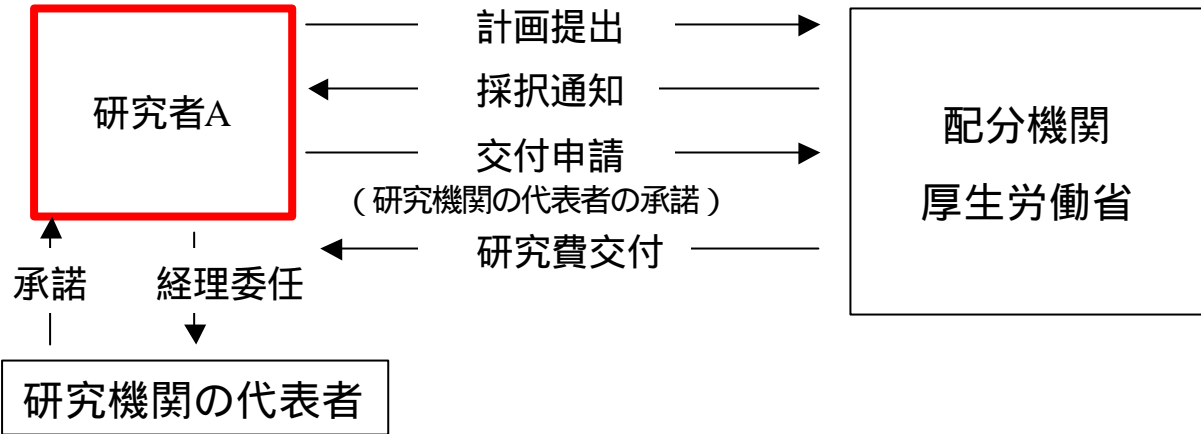
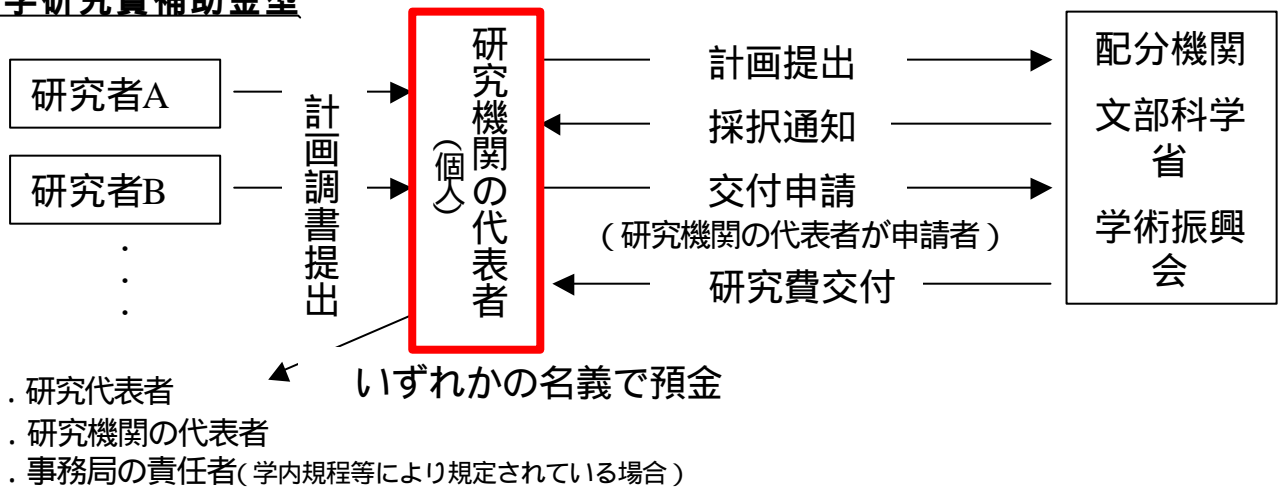


個人補助制度と個人特定型機関補助制度について

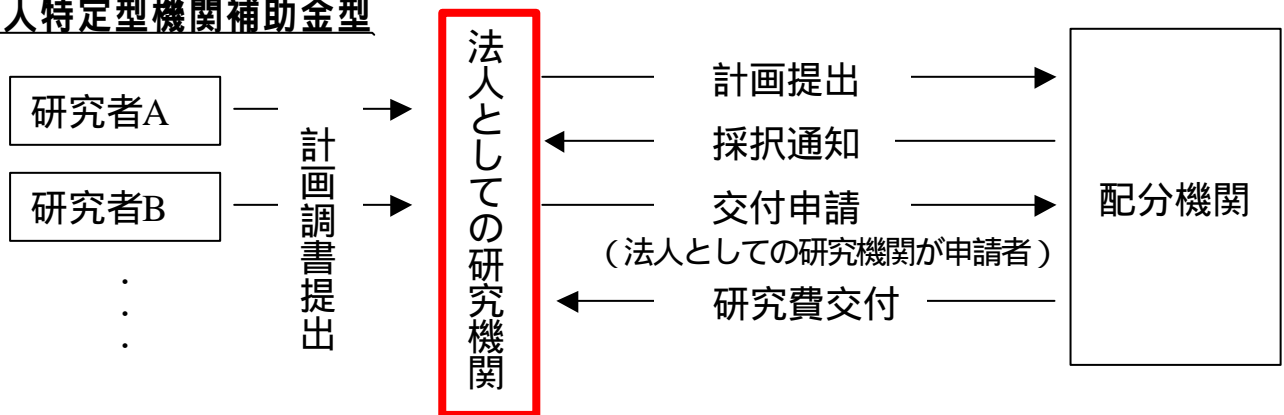
厚生労働科学研究費補助金型



科学研究費補助金型



個人特定型機関補助金型



 : 補助金の交付申請者 = 補助事業者 = 制度に対する責任者

注) 記載の形態は各制度の主要な補助形態でこの他の形態を取る場合もある。

現在の個人補助制度と個人特定型機関補助制度の関係について

	厚生労働科学 研究費補助金	科学研究費補助金	個人特定型機関補助金
研究計画の応募	主任研究者が提出	研究代表者の記入した研究計画調書を、研究機関の代表者がとりまとめて提出	研究者の記入した研究計画を法人としての研究機関が責任をもって提出
採択通知先	主任研究者	研究機関の代表者	法人としての研究機関
補助金の交付申請者	主任研究者（所属機関長の承諾書が必要）	研究機関の代表者（個人としての資格（以下同じ））	法人としての研究機関
補助金の交付先（振込口座）	主任研究者（主任研究者口座）	研究機関の代表者（研究機関の設けた振込み専用口座）	法人としての研究機関（法人口座）
補助金収入の位置付け	主任研究者	研究機関の代表者（研究機関の収入ではない。）	法人としての研究機関
補助金の管理者（補助事業者）	主任研究者（平成 15 年度より、原則所属機関の長への委任を交付要件化）	研究機関の代表者（研究代表者でも学校法人でもない）	法人としての研究機関
法人としての研究機関の収入	間接経費	原則、機関収入とは切り離して、別個に経理。（間接経費、機関雇用人件費等は機関代表者から改めて機関へ納付）	直接経費、間接経費の全て

注) 各制度の代表的な補助形態を記載しており、各制度の中でプログラム、研究実施体制により異なる形態を取る場合もある。

H 1 5 年度に実施される競争的研究資金制度の資金提供形態

第7回資料2 - 1

個人補助、 機関補助、 委託、 その他

省庁名	担当機関	制 度 名	配分先 (各欄に記載した機関に所属した研究者が主任研究者であることを示す)					エフオート記載の導入年度	
			同校立国立、高立用大等機関等共学国	機関立試験研究	独立行政法人	研究立公立機関等試験学公	専学企益特門、業法殊学私、人法校立私、人等立民間公		
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度						H 1 4 年度	
		情報通信分野における基礎研究推進制度						H 1 3 年度	
		ギガビットネットワーク活用研究開発制度						H 1 3 年度	
	通信・放送機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援						H 1 4 年度	
		民間基盤技術研究促進制度				1	H 1 3 年度		
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度						検討中	
文部科学省	本省	日本学術振興会	科学研究費補助金	2	3	3	4	5	H13年度より「基盤研究(S)」及び「学術創成研究費」について導入。他種目への導入は検討中。
		科学技術振興事業団(平成15年10月以降独立行政法人科学技術振興機構)	戦略的創造研究推進事業	基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	H13年度
	本省		科学技術振興調整費	示達	示達				H13年度
	本省		独創的革新技術開発研究提案公募制度(産学官連携イノベーション創出事業の一部)					又は(は公益法人、民間企業のみ)	H 1 4 年度
	本省		大学発ベンチャー創出支援制度(産学官連携イノベーション創出事業の一部)					6	H 1 4 年度
		独立行政法人科学技術振興機構	大学発ベンチャー創出事業(平成15年度新規採択課題より)	の方向で検討中	の方向で検討中	の方向で検討中	の方向で検討中	の方向で検討中	H 1 5 年度
	本省		未来開拓学術研究費補助金(H13年度より継続分のみ)					6	
厚生労働省	本省		厚生労働科学研究費補助金						H 1 4 年度
		医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	保健医療分野における基礎研究推進事業		共同研究				検討中
農林水産省	本省	生物系特定産業技術研究推進機構(15年10月以降、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(仮称))	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業		共同研究				H 1 4 年度
			新事業創出研究開発事業		共同研究				"
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(仮称)	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業		共同研究				H 1 5 年度
	本省		民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業						"
	本省		先端技術を活用した農林水産研究高度化事業						H 1 4 年度
経済産業省		新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業					7	H 1 3 年度
国土交通省		運輸施設整備事業団	運輸分野における基礎的研究推進制度		共同研究				H 1 5 年度
	本省		建設技術研究開発助成制度	8			8	9 10	H 1 4 年度
環 境 省	本省		地球環境研究総合推進費		所屬府省予算へ移替後示達	所管府省予算へ移替後委託			H 1 4 年度
	本省		環境技術開発等推進費		所屬府省予算へ移替後示達	所管府省予算へ移替後委託			H 1 4 年度
	本省		廃棄物処理等科学研究費補助金						H 1 4 年度

は特殊法人により配分される制度

は個人補助制度

- 1 民間の登記法人に限る
- 2 対象には、大学評価・学位授与機構、及び国立学校財務センターを含む。
- 3 学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものが対象。
- 4 公設試験研究機関については、学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものが対象。
- 5 特殊法人及び公益法人は、学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものが対象であり、民間企業は対象外。
- 6 特殊法人は研究開発を行っているものが対象であり、公益法人、民間企業は対象外。
- 7 民間企業、公益法人は対象外。私立大学、特殊法人(非株式会社形態のもの)等を対象。
- 8 大学及び大学の付属研究機関を対象
- 9 公益法人、私立大学、大学の付属試験研究機関及び国土交通大臣が適当と認める法人を対象

個人補助金制度の研究者所属機関との関係に係る規定及びこれを定めている文書について

配分機関	通信・放送機構	文部科学省、 日本学術振興会	文部科学省	文部科学省	厚生労働省	新エネルギー・ 産業技術総合開発機構	国土交通省	環境省	環境省
制度名称	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	科学研究費補助金	独創的革新技術開発研究提案公募制度	大学等発ベンチャー創出支援制度	厚生労働科学研究費補助金	産業技術研究助成事業	建設技術研究開発助成制度	環境技術開発等推進費	廃棄物処理等科学研究費補助金
研究者がある場合は、同一機関内での研究分担	研究代表者の所属機関を経由して申請することとされているか	されている（国際共同研究助成） なお、本制度には3つのプログラム（国際共同研究助成、先進技術型研究開発助成、および高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成）があるが、国際共同研究助成以外は実質的には機関補助であり、個人補助の実績はほとんどない。「平成14年度応募案内（国際共同研究助成）P6.2、(4)」	されていない。但し、代表者、研究代表者又は分担研究者が申請課題に従事することについて、本人に確認して承諾を、それぞれの所属機関から同意を得なければならない。（平成14年度公募要領P9.3.(1)、同(2)等）	されていない	されていない	申請書は研究代表者が申請することとなっているが、その際必ず所属機関長による承諾書の提出を義務付けており、研究内容の把握等は可能となっている。 また、研究分担者についても、研究分担者が自ら所属機関長による承諾書を提出することを義務付けている。 例「平成14年度公募要領応募様式（別添1）」	されていない	されていない しかしながら、平成15年度より、個人補助の対象となる場合のみ個人補助となる）からの申請に際し、所属機関の代表者の承認を経たうえで提出するように検討しているところ。	されている 「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第14条に記載 補助対象経費額が500万円以上の場合は、研究代表者が所属する研究機関の長が、500万未満の場合は研究代表者による承諾書はともに必要。）
	補助金の受領及び経理を研究代表者の所属機関の代表者に委任することとされているか	されている 所属機関の代表者への委任規定はないが、所属機関の経理担当者が経理を行うこととする旨規定している（国際共同研究助成）。「平成14年度応募案内（国際共同研究助成）P14.3、(2)」 国際共同研究助成以外については上欄の記載のとおり。	原則、されている。（平成14年度公募要領P12.4.(2)等）	原則、されている （公募要領p11(2)）	補助金の経理は原則として研究者の所属機関の長に委任することとし、補助金の受領は任意としている。 「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について（平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定）1。」	原則、所属機関へ委任することとしている。 例「平成14年度公募要領3.事業のスキーム(4)助成対象経費に係る経理事務」	されていない	されていない しかしながら、平成15年度より、個人補助の経理を所属機関の代表者に委任するよう検討しているところ。	されている 「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第19条及び交付申請書作成要領に記載
	実績報告書について、研究代表者の機関を経由して提出することとされているか	されていない	されている 科学研究費の取扱いについて（通知） 1 各年度終了時の手続	されていない。（補助事業の手引き 第2章 6.(3)及び等）	されていない	実績報告書を提出する時は、研究者の所属機関の長が経費所要額精算調査を作成し、主任研究者がこれを含めて実績報告書を提出することとしている。 「厚生労働科学研究費補助金取扱細則14」	決算報告書の作成等助成金の管理は原則、所属機関が行うこととなっており、最終的な実績報告書の提出については研究代表者が行うこととなっている。	されていない	されていない しかしながら、平成15年度より、研究代表者の所属機関の代表者より提出するように検討しているところ。
研究代表者と研究分担者の所属機関が異なる場合	研究代表者の所属機関を経由して申請することとされているか、また、研究分担者及びその所属機関の承諾を求めているか。	されている 国際共同研究助成） なお、本制度には3つのプログラム（国際共同研究助成、先進技術型研究開発助成、および高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成）があるが、国際共同研究助成以外は実質的には機関補助であり、個人補助の実績はほとんどない。「平成14年度応募案内（国際共同研究助成）P6.2、(4)」	されていない。但し、代表者、研究代表者又は分担研究者が申請課題に従事することについて、本人に確認して承諾を、それぞれの所属機関から同意を得なければならない。（平成14年度公募要領P9.3.(1)、同(2)等）	されていない	されていない	申請書は研究代表者が申請することとなっているが、その際必ず所属機関長による承諾書の提出を義務付けており、研究内容の把握等は可能となっている。 また、研究分担者についても、研究分担者が自ら所属機関長による承諾書を提出することを義務付けている。 例「平成14年度公募要領応募様式（別添1）」	されていない	されていない しかしながら、平成15年度より、個人補助の対象となる場合のみ個人補助となる）からの申請に際し、所属機関の代表者の承認、研究分担者及びその所属機関の承諾も得たうえで提出するよう検討しているところ。	されている 「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第14条に記載 補助対象経費額が500万円以上の場合は、研究代表者が所属する研究機関の長が、500万未満の場合は研究代表者が申請する。（ただし、研究者の所属する機関等の長による承諾書はともに必要。）
	補助金の受領及び経理を研究代表者の所属機関の代表者に委任することとされているか、また、研究分担者に配分する場合、研究分担者の所属機関の代表者に受領及び経理が委任されているか。	されている 所属機関の代表者への委任規定はないが、所属機関の経理担当者が経理を行うこととする旨規定している（国際共同研究助成）。「平成14年度応募案内（国際共同研究助成）P14.3、(2)」 国際共同研究助成以外については上欄の記載のとおり。	原則、されている。（平成14年度公募要領P12.4.(2)等）	原則、されている （公募要領p11(2)）	補助金の経理は原則として研究者の所属機関の長に委任することとし、補助金の受領は任意としている。 「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について（平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定）1。」	原則、研究代表者の所属機関へ委任することとしている。 例「平成14年度公募要領3.事業のスキーム(4)助成対象経費に係る経理事務」 また、研究分担者への研究費の配分は行っていない。	されていない	されていない しかしながら、平成15年度より、研究代表者に対し、公認会計士等による補助金の適切な管理を求めるとして検討しているところ。 また、研究分担者に対しては、研究代表者が委託契約より配分することとし、研究分担者の所属する機関の長に経理を委任するよう検討しているところ。	されている 「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第19条及び交付申請書作成要領に記載
	実績報告書について、研究代表者の機関を経由して提出することとされているか、また、研究分担者の所属機関は当該分担者に関する報告内容を把握することとされているか。	されていない	されている なお、研究内容の報告書については、研究分担者から直接研究代表者に報告され、研究代表者の責任で一括して作成される。 科学研究費の取扱いについて（通知） 1 各年度終了時の手続	されていない。（補助事業の手引き 第2章 6.(3)及び等）	されていない	研究代表者の機関を経由して提出することとはされていないが、分担研究者の所属機関の長は、当該分担研究者の経理状況を把握することとされている。	決算報告書の作成等助成金の管理は原則、所属機関が行うこととなっており、最終的な実績報告書の提出については研究代表者が行うこととなっている。 また、研究分担者への研究費の配分は行っていないため、研究分担者からの実績報告書の提出はない。	されていない 研究代表者からの実績報告は、機関経由とはならないが、上記のとおり、適切な管理を実施するよう求めていくこととする。また、研究分担者からの実績報告は、委託契約に基づき、研究分担者の所属する機関の長が委託者（研究代表者）に報告することを検討しているところ。	されている 特に記載は無いが、申請時と同様である。

個人補助金制度のうち、廃止予定の制度、平成15年度より個人補助ではなくなる制度等は除外した。